

議案第49号

米原市下水道条例の一部を改正する条例について

米原市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を  
求める。

令和6年6月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえた排水設備工事  
責任技術者の常駐・専属規制の緩和、および下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部  
改正に伴う公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直しを行うため、こ  
の案を提出するものである。

## 米原市下水道条例の一部を改正する条例

米原市下水道条例（平成 17 年米原市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

第 12 条第 1 項第 12 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項第 12 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

米原市下水道条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第9条 <u>排水設備等の新設等の工事は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量および水質が管理者の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 前各号に掲げる物質または項目以外の物質または項目で、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目および<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第9条 <u>排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有するもの（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量および水質が管理者の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 前各号に掲げる物質または項目以外の物質または項目で、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目および<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定工事店の営業所ごとに専属させることを義務付けていた排水設備工事責任技術者を同一の都道府県の区域内における営業所について兼任することを妨げないこととする改正</li>   <li>・ 公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に係る基準に改正することに伴う改正</li> </ul>